

公益社団法人滋賀労働基準協会へのご入会案内

HPアドレス:<http://shigarouki.or.jp/> Eメールアドレス:info@shigarouki.or.jp

昭和23年設立以来、健康で安心して働ける職場の育成を目的として、昭和49年に滋賀労働局から公益法人の認可を受け、労働基準法、労働安全衛生法に基づく登録講習機関として各種技能講習会、情報の提供等、職場作りの一助となるよう活動しています。

このたび、滋賀県から「公益社団法人」として認定され、平成24年4月1日より、公益社団法人滋賀労働基準協会と名称を変更しました。

この公益社団法人とは、一般社団法人と異なり、公益目的事業の運営やガバナンス、情報公開、財務基準等について厳しい規制を受け、滋賀県の監査も定期的に受けます。そのため、当協会の社会的評価・信頼は、これまでより一層高いものになります。

当協会は、公益認定を受けた社会的責任の重さを真摯に受け止め、これまで以上に、労働災害防止・健康確保対策及び労働条件の確保・改善対策の推進等の普及促進を図り、各種技能講習会や安全衛生関係教育の実施等、公益目的事業の推進に努める所存です。

入会特典

機関誌「滋賀労基」の無償配布をします。

** 滋賀労基の特色 **

労働基準法、労働安全衛生法関係の情報、法令改正、通達を始め災害統計等、最新の記事を掲載しています。公益社団法人滋賀労働基準協会、各支部で実施している各種技能講習・特別教育等の案内や最新の日程がわかります。業務に有用な講演会、説明会、研修会等の案内も豊富に掲載されています。

各種用品(安全衛生週間用品)、図書等の斡旋、会員事業場への各種安全衛生教育関係ビデオを無料で貸し出しをします。

会員特典により、技能講習の事前予約ができます。また、特別教育・その他告示等による教育は受講料の割引があります。

年末年始無災害運動、全国安全週間、全国労働衛生週間の趣旨説明会への参加や滋賀地方安全衛生大会や全国産業安全衛生大会への参加等出来ます。

事業場の労務管理、安全・衛生管理の向上を目的とした、様々な活動を行なっています。また、滋賀労働局・各労働基準監督署のご指導のもと、(公社)全国労働基準関係団体連合会(全基連)、中央労働災害防止協会(中災防)と連携しつつ、事業場の労務管理、安全・衛生管理の向上を目的として、様々な活動をおこなっています。



広報誌「滋賀労基」の表紙



☆協会では以下のような講習会等を行っています

■技能講習

フォークリフト運転、ガス溶接、有機溶剤作業主任者、特化物及び四アルキル鉛等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、石綿作業主任者、乾燥設備作業主任者、プレス機械作業主任者 など

■特別教育

低圧電気業務、機械研削といし、自由研削といし、動力プレス金型取替等の業務、アーク溶接等、粉じん作業、産業用ロボット教示等、第二種酸素欠乏危険作業等

■安全衛生教育

新入者安全衛生教育、安全衛生推進者養成講習、安全管理者選任時研修、職長教育、職長・安全衛生責任者教育、ゼロ災リーダー研修、局所排気装置検査者研修、メンタルヘルス、リスクアセスメント、フォーク安全教育、丸のこ等取扱作業従事者、プレス機械作業主任者能力向上、特定化学物質等能力向上、衛生管理者能力向上、安全管理者能力向上、衛生管理者受験準備など

■その他

年末年始無災害運動、全国安全週間・全国労働衛生週間の趣旨説明会の実施及用品の斡旋、滋賀地方安全衛生大会運営、全国産業安全衛生大会の参加受付(関西圏実施分のみ)

☀️ 協会設立の主旨及び活動等をご理解いただき是非この機会にご入会下さいますようお願い申し上げます。
なお、ご加入の際の会費(年額)は労働者数に応じて、下記のようになっています。

労働者数(名)		会費額(円)	労働者数(名)		会費額(円)
A	1 ~ 49	10,000	E	500 ~ 999	70,000
B	50 ~ 199	20,000	F	1,000 ~ 1,999	100,000
C	200 ~ 299	40,000	G	2,000 ~ 2,999	130,000
D	300 ~ 499	50,000	H	3,000 以上	150,000

本部・支部の所在地と入会の連絡先

▼公益社団法人滋賀労働基準協会 本部 HPアドレス http://shigarouki.or.jp/ Eメールアドレス info@shigarouki.or.jp
▼公益社団法人滋賀労働基準協会大津支部（大津監督署管内）大津市、草津市、守山市、栗東市、高島市、野洲市の事業所在地

＜住所＞ 〒520-0806
滋賀県大津市打出浜 13-15 笹川ビル 4F
Tel 077-522-1786 Fax 077-522-1453

＜電車をご利用の場合＞
JR 膳所駅下車 徒歩約 15 分
又は 京阪線 石場駅下車 徒歩約 3 分

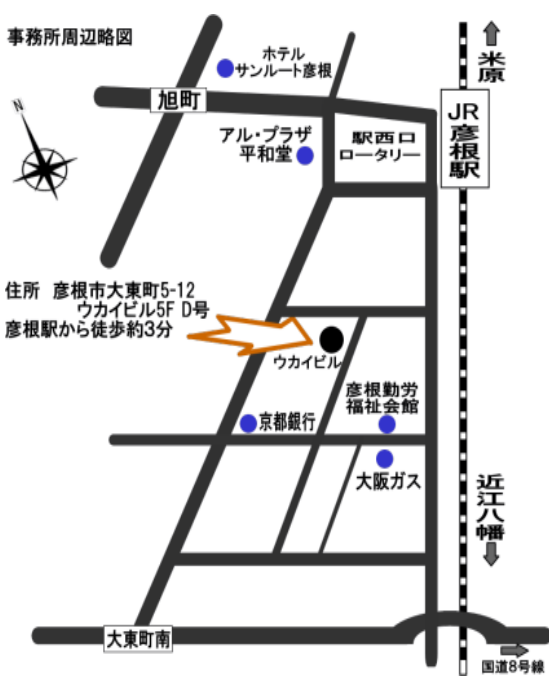
＜お車でお越しになる場合＞
名神高速道路 大津 I.C より約 10 分程度
近江大橋西詰めより西へ約 10 分程度
講習会受講の方の駐車場はございません。
周辺の有料駐車場をご利用ください。
講習会申し込みや手続き等に来られる際は、笹川ビル来客用駐車場をご利用ください。満車の際は、周辺の有料駐車場をご利用ください。

▼公益社団法人滋賀労働基準協会 彦根・長浜支部
（彦根監督署管内）彦根市、愛知郡、犬上郡の事業所在地
長浜市、米原市の事業所在地
（H29/4/1 より彦根支部と長浜支部は統合されました。）

＜住所＞ 〒522-0074
滋賀県彦根市
大東町 5 番 12 号
ウカイビル 5 階 D 号
Tel 0749-26-2340
Fax 0749-24-9245

＜電車をご利用の場合＞
JR 彦根駅下車
西口より徒歩約 3 分

＜お車でお越しになる場合＞
名神彦根 I.C.より
約 2.5km(約5分)

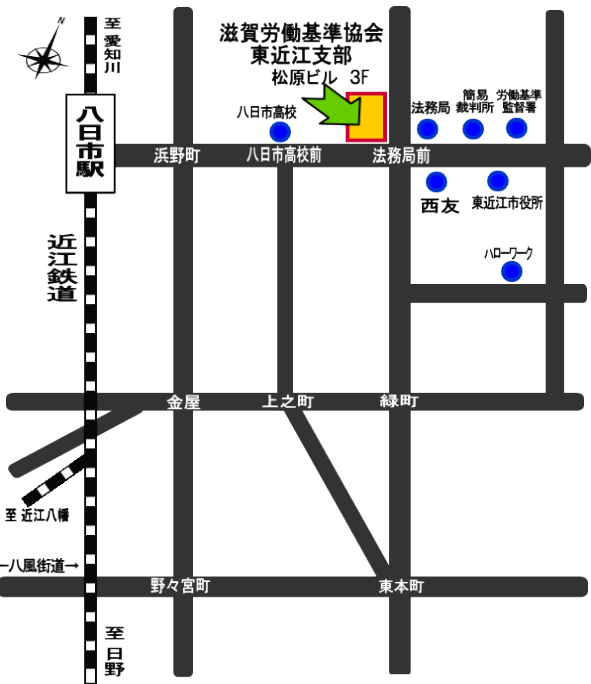


▼公益社団法人滋賀労働基準協会 東近江支部
（東近江監督署管内）東近江市、近江八幡市、湖南市、
甲賀市、蒲生郡の事業所在地

＜住所＞ 〒522-0022
滋賀県東近江市
八日市上之町 1-43
松原ビル 3F
Tel 0748-24-1907
Fax 0748-25-2315

＜電車をご利用の場合＞
近江鉄道八日市駅下車
徒歩約15分

＜お車でお越しになる場合＞
名神八日市 I.C.より3.7km。
（八日市 I.C 交差点を左折し国道421号線に入り、東本町交差点を右折、法務局前交差点角）



キ リ ト リ 線

公益社団法人 滋賀労働基準協会加入申込書

事業場名	フリガナ		
所在地	〒		
電話・FAX番号	TEL	— —	FAX — —
業種 又は 製品名			
会員選択	本部会員 ・ 支部会員	労働者数 (パートを含)	

協会の趣旨に賛同し入会します。
平成 年 月 日

事業場名

代表者職氏名 印

公益社団法人 滋賀労働基準協会長 殿